

監査結果公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求については、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年7月19日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	廣田	正文
同	中川	雅晶
同	川村	高司

第1 請求の受付

1 請求人

四日市市富田一色町在住 小川 政人

2 請求書の提出日

平成24年5月22日

3 請求の要旨

- (1) 四日市市（以下「市」という。）と株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」という。）が平成23年8月12日締結した地上デジタル放送同時再送信に関する契約（以下「本件契約」という。）は締結する必要はない。なぜなら株式会社シー・ティー・ワイ加入契約約款第1条(1)は、テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信するとなっており、その約款に基づいて市営の共同住宅は1棟ごとに、CTYと期限のない永久利用ケーブル受信契約を締結し、永久利用料を支払っており、永久利用ケーブル受信契約は継続中であり、契約期間中である。テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送の電波が地上アナログ電波放送から地上デジタル電波放送に変更になったことを理由として、平成23年6月27日にCTYの塩冶社長が四日市市議会予算常任委員会都市・環境分科会において「平成23年7月25日以降の市営住宅の件でございますが、こちらに関しましては、昨年度の4月から四日市市様と放送利用契約を前提とした設備改修を行っており、現在すでに地上デジタル放送の信号が流れている状態でございます。今後も契約の見込みがなくなった場合、引き込み線の撤去を行うこととなり、その場合、地上デジタル放送を見るにはアンテナなどの別途設備で手当てすることが必要であるというふうに思っております」と答弁している。東京電力が原子力発電事故により、発電コストが高くなったとして契約期間中の契約者に対しても、平成24年4月1日以降の料金値上げを要求したと同様の契約に反する説明に当たる。そもそも従来のケーブルでも有料専門チャンネル以外の地上デジタルテレビジョン放送は受信でき、ケーブルを太くして電波の容量を拡大したのは、有料専門チャンネルの

- 増加やインターネットやインターネット電話回線などその他の需要に対する電波容量の拡大であり、C T Yの営業上の設備投資である。従来の有料専門チャンネル利用以外のテレビジョン放送受信者が、その負担をする必要性はないと思われる。従って市に対し、C T Yが新たな受信契約を締結したことは、民法第 709 条の不法行為に当たり、C T Yの故意過失による契約締結であり、それに基づく 28,100,520 円の支払は、C T Yの故意過失による市の損害である。以上のことから四日市市長はC T Yに対して 28,100,520 円を損害賠償請求することを求める。
- (2) ケーブルテレビ視聴料の契約期間を 10 年とする契約に基づく一括前金払 28,100,520 円の支出は、法第 208 条(会計年度及びその独立の原則)及び法第 234 条の 3(長期継続契約)に違反する。また、地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号。以下「法施行令」という。)第 163 条において「次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる」となっており、同条第 2 号で「補助金、負担金、交付金及び委託費」となっているのを理由として、強引にケーブルテレビ受信料を負担金と位置付けている。しかしながら、ケーブルテレビ受信料は負担金には当たらない。なぜならば、法施行令第 163 条第 5 号で「定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料」となっており、同条 2 号の負担金に受信料は含まれていないことは明らかであり、ケーブルテレビ受信料は法施行令第 163 条第 2 号の補助金、負担金、交付金及び委託費には含まれていないのである。そもそも、負担金とは法令又は、契約などによって地方公共団体が負担することとなるものである。例えば、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部または一部の金額を支出するものや、一定の事業などについて、財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担するものなどであり、ケーブルテレビの受信料は法施行令第 163 条第 2 号の意味する負担金ではない。また、同条第 5 号にも含まれていない。同条の第 2 号、第 5 号除く、第 1 号から第 7 号までも含まれていない。同条の第 8 号を受けた四日市市会計規則第 74 条の各号にも含まれておらず、ケーブルテレビの受信料を、前金払することはできない。よって、ケーブルテレビの受信料の前払を法第 208 条及び法第 234 条の 3 の例外とする規定は存在しないのであるから、法第 208 条や法第 234 条の 3 に違反することは明白である。ケーブルテレビ視聴料の契約期間を 10 年とする一括前金払に基づく、28,100,520 円の支出は、違法、不当であり、C T Yが受領した 28,100,520 円については、民法第 703 条の不当利得に当たる。以上のことから四日市市長はC T Yに対して 28,100,520 円を返還請求することを求める。
- (3) 本件契約第 9 条の契約解除は、何ら見返りのない権利の放棄であり、平成 13 年 3 月 26 日議決された市長専決処分事項の指定について、第 1 項、「1 件 30 万円以下の権利を放棄すること」の規定に反する。当然、議会の議決に付すべき事項であり、議会の議決を得ずに契約締結したのは違法、不当である。違法、不当な契

約に基づく 28,100,520 円の支払は違法、不当であり、C T Y が受領した 28,100,520 円は民法第 703 条の不当利得にあたる。以上のことから四日市市長は C T Y に対して 28,100,520 円を返還請求することを求める。

4 請求の受理

本件請求については、平成 24 年 6 月 8 日要件審査を行い、請求人から平成 23 年 10 月 24 日付けで提出され、平成 23 年 12 月 21 付け監査第 74 号で監査結果を通知した住民監査請求(以下「前回の請求」という。)では触れられていない主張も存することから、監査を行う必要があると判断し受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述から、市の財務会計上の行為として本件契約を締結し、平成 23 年 9 月 5 日に地上デジタル放送同時再送信に関する負担金 28,100,520 円を C T Y に対し支出したことが違法、不当な公金の支出に該当するかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

都市整備部市営住宅課、財政経営部財政経営課を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 6 月 22 日に証拠の提出及び陳述の機会を付与した。請求人からは新たな証拠の提出はなく、請求要旨の補足説明を受けた。

4 関係職員の陳述

平成 24 年 6 月 27 日に都市整備部長、財政経営部長他 5 名から陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

市営共同住宅へのケーブルテレビジョン放送導入に際しては、市は C T Y と平成 5 年 5 月から平成 13 年の電波法改正までに北条町市営住宅他 9 件と、電波法改正後の平成 14 年 6 月よりあさけが丘市営住宅他 3 件の合わせて 14 件の契約を締結し、永久補償費として負担金の支払を行った。

平成 23 年 7 月 24 日のデジタル化に伴い、市は同年 8 月 12 日に本件契約を締結し、その契約に基づき同年 9 月 5 日に負担金として 28,100,520 円を C T Y に対し支出した。

2 監査対象部局(都市整備部、財政経営部)の陳述内容等

請求の要旨(1)について

請求人の主張する不法行為責任については、民法第 709 条で「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定されている。つまり、不法行為の要件として 故意・過失、責任能力、権利又は法律上保護される利益の侵害、

損害の発生、 行為と損害との因果関係が必要とされている。

ところで、本件監査請求の対象となっている契約については、平成 23 年 12 月 21 日付けにて通知があった「住民監査請求に係る結果について」においても、「その支払は適法であったと考えられ、請求人の主張は理由がない」という判断が示されている。

したがって、本件契約は市と C T Y との合意に基づき適法に成立したものであり、不法行為の成立要件である「権利又は法律上保護される利益の侵害」にあたる事実はないため、不法行為は成立しないものと解される。

請求の要旨(2)について

請求人が求める不当利得返還請求については、民法第 703 条で「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う」と規定されている。つまり、不当利得の成立要件として、 他人の財産又は労務によって利益を受けたこと（受益）、 他人に損失を与えたこと（損失）、 受益と損失との間に因果関係があること、 法律上の原因がないことを規定している。

本件監査請求の対象となっている契約については、平成 23 年 12 月 21 日付けにて通知があった「住民監査請求に係る結果について」においても、「本件契約に基づき支払われた 28,100,520 円は、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなる負担金に該当する。したがって、法施行令第 163 条第 2 号に該当し前金払ができるので、請求人の主張は理由がない」という判断が示されている。28,100,520 円の支出は市と C T Y との合意に基づき適法に成立した契約に基づくものであり、不当利得返還請求の要件である「法律上の原因がない」ものではなく、不当利得には当たらないものとする。

請求の要旨(3)について

前述の「請求の要旨(2)について」と同じく、本件契約は適法に成立したものであり、不当利得返還請求の要件である「法律上の原因がない」ものではなく、不当利得には当たらないものとする。

3 監査委員の判断

本件監査請求のうち、請求の要旨(1)については市に損害を与えた事実はなく、請求人の主張は理由がないので、措置の必要を認めないと判断し、これを棄却する。請求の要旨(2)及び(3)については、同一住民による同一内容の再監査請求であると判断し、これを却下する。

理 由

請求の要旨(1)について

請求人は、「市営の共同住宅は 1 棟ごとに、C T Y と期限のない永久利用ケーブル受信契約を締結し、永久利用料を支払っており、永久利用ケーブル受信契約は継続中であり、契約期間中である。そもそも従来のケーブルでも有料専門

チャンネル以外の地上デジタルテレビジョン放送は受信でき、ケーブルを太くして電波の容量を拡大したのは、有料専門チャンネルの増加やインターネットやインターネット電話回線などその他の需要に対する電波容量の拡大であり、CTYの営業上の設備投資である。従来の有料専門チャンネル利用以外のテレビジョン放送受信者が、その負担をする必要性はないと思われる。従って市に対し、CTYが新たな受信契約を締結したことは、民法第709条の不法行為に当たり、CTYの故意過失による契約締結であり、それに基づく28,100,520円の支払は、CTYの故意過失による市の損害であるので、損害賠償請求すべきである」と主張する。

このうち前回の請求では触れられていない主張は、「従来のケーブルでも有料専門チャンネル以外の地上デジタルテレビジョン放送は受信でき、ケーブルを太くして電波の容量を拡大したのは、有料専門チャンネルの増加やインターネットやインターネット電話回線などその他の需要に対する電波容量の拡大であり、CTYの営業上の設備投資である。従来の有料専門チャンネル利用以外のテレビジョン放送受信者が、その負担をする必要性はないと思われる」という部分である。

一方、監査対象部局は「本件契約は市とCTYとの合意に基づき適法に成立したものであり、不法行為の成立要件である『権利又は法律上保護される利益の侵害』にあたる事実はないため、不法行為は成立しないものと解される」と主張する。加えて、監査対象部局は、CTYから市に対して提出された「伝送路リニューアル等費用（地デジ送信の為の広帯域化工事および関連費用：平成14～23年度）」を弁明書の内容に関する書類として提出した。

まず、請求人から提出された監査請求書、事実証明書及び請求人の陳述内容から判断すると、請求人の主張するような事実を証するものは認められなかった。それに対し、監査対象部局が提出した資料はCTYの押印がされており、その内容はCTYの地上デジタル送信のための広帯域化工事および関連費用の内訳を記載しており、CTYが約50億円の投資をしたことを証したものであることが確認できる。したがって、市が地上デジタル放送を対象とする本件契約に基づいて支払った28,100,520円は、市がCTYの地上デジタル放送用の新規投資を確認したうえで、旧設備に新しい価値を付加した「地上デジタル放送の再送信用施設」に対する利用料の支払が必要であると判断して支払った負担金であり、その支出は適法であったと考えられる。よって請求人の主張は理由がない。

請求の要旨(2)及び(3)について

請求人の主張は、前回の請求と実質的に同一内容のものであり、同一住民による同一内容の再監査請求と判断される。住民監査請求において、同一住民による同一内容の再監査請求は認められないとされている（最高裁判所判決、昭和57年（行ツ）第164号、昭和62年2月20日第二小法廷）ことから、不適法

であり、これを却下する。